

改正後

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～2 (略)

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

4～5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4) に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市(特別区を含む。)
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

改正前

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～2 (略)

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。交付要綱4の表の大分類に定める市区町村子ども家庭総合支援拠点については一部事務組合を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

4～5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4) に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市(特別区を含む。)
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

改正後

オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ク 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
コ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
サ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(2)～(6) (略)

7 (略)

改正前

オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ク 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
コ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
サ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村 <u>若しくは一部事務組合</u>
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(2)～(6) (略)

7 (略)

改正後	改正前
<p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(1) 以下のi～iiiの要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院もしくは児童養護施設に係る整備事業</u></p> <p><u>i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。</u></p> <p><u>ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。</u></p> <p><u>※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」</u></p> <p><u>iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。</u></p> <p><u>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた</u></p>	<p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</u></p> <p><u>(2) (1) 以外の場合</u></p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>9～18 (略)</p>	<p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>9～18 (略)</p>

改正後

別表1-1~1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8(1)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	[-]	[1/3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	[1/3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	[-]	[1/12]	[1/4]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	[1/12]	[-]	[1/4]

改正前

別表1-1~1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

改正後

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8(2)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

改正前

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支え

改正後

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
児童厚生施設以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

改正前

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
児童厚生施設以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

改正後

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	6,467
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
初度設備相当加算	1人当たり	56
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	473
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	946
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,419
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
助産施設本体	1人当たり	3,420
初度設備相当加算	1人当たり	376
乳児院本体	1人当たり	2,157
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	56
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	25
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,103
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	593
初度設備相当加算	1人当たり	48
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	517
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	744
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,811
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,294
初度設備相当加算	1世帯当たり	48
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	744
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,068
初度設備相当加算	1人当たり	14

改正前

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	6,353
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
初度設備相当加算	1人当たり	55
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	465
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	930
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,395
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
助産施設本体	1人当たり	3,359
初度設備相当加算	1人当たり	369
乳児院本体	1人当たり	2,119
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	55
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	25
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,066
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	582
初度設備相当加算	1人当たり	47
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	508
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	731
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,673
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,218
初度設備相当加算	1世帯当たり	47
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	731
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,049
初度設備相当加算	1人当たり	14

改正後

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	14,345
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,987
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	21,610
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	28,833
初度設備相当加算	1施設当たり	2,054
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,694
児童養護施設本体		
	1人当たり	3,301
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,124
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,208
初度設備相当加算	1人当たり	48
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	744
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	194
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
児童心理治療施設本体		
	1人当たり	3,805
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,736
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,930
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
通所部門整備加算	1人当たり	1,629
初度設備相当加算	1人当たり	46

改正前

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	14,091
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,793
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	21,228
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	28,323
初度設備相当加算	1施設当たり	2,017
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,665
児童養護施設本体		
	1人当たり	3,243
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,034
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,187
初度設備相当加算	1人当たり	47
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	731
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	190
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
児童心理治療施設本体		
	1人当たり	3,836
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,652
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,453
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
通所部門整備加算	1人当たり	1,600
初度設備相当加算	1人当たり	45

改正後

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,639
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,459
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
通所部門整備加算	1人当たり	1,629
初度設備相当加算	1人当たり	46
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,638
職員養成施設本体	1人当たり	1,812
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,693
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,283
初度設備相当加算	1人当たり	56
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,696
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,696
一時預かり事業所	1施設当たり	8,696
利用者支援事業所	1施設当たり	8,696
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	10,638
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,696
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,826
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
保育室整備加算	1人当たり	744
学習室整備加算	1人当たり	744
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,415
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521

(注) (略)

改正前

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,557
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,362
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
通所部門整備加算	1人当たり	1,600
初度設備相当加算	1人当たり	45
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,450
職員養成施設本体	1人当たり	1,780
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,610
初度設備相当加算	1人当たり	55
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,207
初度設備相当加算	1人当たり	55
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,542
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,542
一時預かり事業所	1施設当たり	8,542
利用者支援事業所	1施設当たり	8,542
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	10,450
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,542
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,776
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
保育室整備加算	1人当たり	731
学習室整備加算	1人当たり	731
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,366
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,130
初度設備相当加算	1人当たり	564
乳児院本体	1人当たり	2,877
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,805
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	791
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	690
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	992
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,717
初度設備相当加算	1世帯当たり	84
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,282
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,441
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,116
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,602
初度設備相当加算	1人当たり	22

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,039
初度設備相当加算	1人当たり	554
乳児院本体	1人当たり	2,826
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	73
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,755
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,949
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	777
初度設備相当加算	1人当たり	63
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	678
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	975
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,509
初度設備相当加算	1世帯当たり	82
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,817
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,327
初度設備相当加算	1世帯当たり	71
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,096
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,573
初度設備相当加算	1人当たり	22

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,877
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,805
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	791
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	690
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	992
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,207
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,315
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,906
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
通所部門整備加算	1人当たり	2,172
初度設備相当加算	1人当たり	61

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,826
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	73
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,755
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,949
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	777
初度設備相当加算	1人当たり	63
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	678
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	975
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,115
初度設備相当加算	1人当たり	73
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,203
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,271
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
通所部門整備加算	1人当たり	2,133
初度設備相当加算	1人当たり	60

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,536
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
初度設備相当加算	1人当たり	74
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	625
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,250
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,875
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
助産施設本体	1人当たり	4,514
初度設備相当加算	1人当たり	497
乳児院本体	1人当たり	2,848
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,777
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	783
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	683
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	982
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,311
初度設備相当加算	1世帯当たり	74
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,668
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	982
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,409
初度設備相当加算	1人当たり	19

改正前

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,386
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
初度設備相当加算	1人当たり	72
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	614
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,228
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,842
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
助産施設本体	1人当たり	4,434
初度設備相当加算	1人当たり	488
乳児院本体	1人当たり	2,798
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	72
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,728
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	769
初度設備相当加算	1人当たり	62
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	671
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	965
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,128
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,568
初度設備相当加算	1世帯当たり	62
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	965
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,385
初度設備相当加算	1人当たり	19

改正後

改正前

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,935
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,503
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,526
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	38,059
初度設備相当加算	1施設当たり	2,711
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,237
児童養護施設本体	1人当たり	4,358
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,764
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,595
初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	982
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	256
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,165
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,252
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,547
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
通所部門整備加算	1人当たり	2,150
初度設備相当加算	1人当たり	61

児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,601
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,247
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,022
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	37,386
初度設備相当加算	1施設当たり	2,663
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,197
児童養護施設本体	1人当たり	4,280
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,645
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,566
初度設備相当加算	1人当たり	62
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	965
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	251
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,064
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,141
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,919
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
通所部門整備加算	1人当たり	2,112
初度設備相当加算	1人当たり	60

改正後

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,123
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,206
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
通所部門整備加算	1人当たり	2,150
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,095
初度設備相当加算	1人当たり	74
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,554
初度設備相当加算	1人当たり	74
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,478
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,478
一時預かり事業所	1施設当たり	11,478
利用者支援事業所	1施設当たり	11,478
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,042
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,478
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,731
初度設備相当加算	1世帯当たり	74
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
保育室整備加算	1人当たり	982
学習室整備加算	1人当たり	982
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,867
初度設備相当加算	1世帯当たり	74
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128

(注) (略)

改正前

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,015
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,078
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
通所部門整備加算	1人当たり	2,112
初度設備相当加算	1人当たり	60
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,085
初度設備相当加算	1人当たり	72
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,554
初度設備相当加算	1人当たり	72
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,275
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,275
一時預かり事業所	1施設当たり	11,275
利用者支援事業所	1施設当たり	11,275
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	13,794
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,275
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,665
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
保育室整備加算	1人当たり	965
学習室整備加算	1人当たり	965
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,763
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719

(注) (略)

改正後

改正前

■交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,877
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,805
心理療教室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	791
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	690
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	992
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
児童養護施設本体	1人当たり	4,402
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,833
心理療教室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,611
初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	992
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488

改正後

改正前

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合	児童養護施設等 の地域分散化事 業として行う場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり		110	-	-	145
助産施設	1人当たり		178	267	-	234
乳児院	1人当たり		103	138	138	136
母子生活支援施設	1世帯当たり		379	569	-	501
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり		757	-	-	999
児童センター	1施設当たり		1,140	-	-	1,505
大型児童センター	1施設当たり		1,524	-	-	2,012
児童養護施設	1人当たり		100	-	-	212
児童心理治療施設本体	1人当たり		184	-	245	243
児童自立支援施設	1人当たり		231	-	-	300
児童家庭支援センター	1施設当たり		540	-	-	-
職員養成施設	1人当たり		97	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		405	-	-	535
児童自立生活援助事業所	1人当たり		361	-	-	477
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		495	-	-	653
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		495	-	-	653
一時預かり事業所	1施設当たり		495	-	-	653
利用者支援事業所	1施設当たり		495	-	-	653
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり		540	-	-	713
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり		495	-	-	653
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		103	-	-	139
婦人保護施設	1世帯当たり		247	-	-	267

(注) (略)

改正前

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり		108	-	-
助産施設	1人当たり		174	262	-
乳児院	1人当たり		101	135	135
母子生活支援施設	1世帯当たり		373	559	-
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり		744	-	-
児童センター	1施設当たり		1,120	-	-
大型児童センター	1施設当たり		1,497	-	-
児童養護施設	1人当たり		157	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり		181	-	241
児童自立支援施設	1人当たり		227	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり		530	-	-
職員養成施設	1人当たり		95	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		398	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり		355	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		486	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		486	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり		486	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり		486	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり		530	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり		486	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		101	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり		214	-	-

(注) (略)

改正後

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合	児童養護施設等 の地域分散化事 業として行う場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	196	-	-	262	-
助産施設	1人当たり	333	509	-	440	-
乳児院	1人当たり	181	276	245	243	345
母子生活支援施設	1世帯当たり	689	1,034	-	910	-
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり	1,130	-	-	1,492	-
児童センター	1施設当たり	1,703	-	-	2,248	-
大型児童センター	1施設当たり	2,275	-	-	3,003	-
児童養護施設	1人当たり	286	-	-	378	382
児童心理治療施設本体	1人当たり	347	-	403	458	-
児童自立支援施設	1人当たり	408	-	-	539	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	961	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	178	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,690	-	-	2,291	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,500	-	-	1,981	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
一時預かり事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
利用者支援事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	961	-	-	1,268	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	878	-	-	1,159	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259	-
婦人保護施設	1世帯当たり	397	-	-	524	-

(注) (略)

改正前

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	195	-	-	257
助産施設	1人当たり	327	491	-	432
乳児院	1人当たり	181	271	241	239
母子生活支援施設	1世帯当たり	677	1,015	-	893
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	1,110	-	-	1,466
児童センター	1施設当たり	1,673	-	-	2,209
大型児童センター	1施設当たり	2,235	-	-	2,950
児童養護施設	1人当たり	281	-	-	372
児童心理治療施設本体	1人当たり	341	-	455	450
児童自立支援施設	1人当たり	401	-	-	530
児童家庭支援センター	1施設当たり	944	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	174	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,660	-	-	2,192
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,474	-	-	1,946
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	862	-	-	1,138
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	862	-	-	1,138
一時預かり事業所	1施設当たり	862	-	-	1,138
利用者支援事業所	1施設当たり	862	-	-	1,138
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	944	-	-	1,246
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	862	-	-	1,138
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	192	-	-	254
婦人保護施設	1世帯当たり	390	-	-	514

(注) (略)

改正後

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理 治療施設、児童自立支援施設	34,622	-
児童心理治療施設	-	46,167

(注) (略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施 設、地域子育て支援拠点事業所、一時預 かり事業所、利用者支援事業所、産後ケ ア事業を行う施設及び市区町村子ども家 庭総合支援拠点以外）	13,411	17,877
初度設備相当加算	729	1,906
本体点数（子育て支援のための拠点施 設、地域子育て支援拠点事業所、一時預 かり事業所、利用者支援事業所、産後ケ ア事業を行う施設及び市区町村子ども家 庭総合支援拠点）	6,052	

(注) (略)

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,877	11,922
初度設備相当加算	3,182	2,120

改正前

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理 治療施設、児童自立支援施設	34,010	-
児童心理治療施設	-	45,350

(注) (略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施 設、地域子育て支援拠点事業所、一時預 かり事業所、利用者支援事業所、産後ケ ア事業を行う施設及び市区町村子ども家 庭総合支援拠点以外）	13,173	17,561
初度設備相当加算	716	1,872
本体点数（子育て支援のための拠点施 設、地域子育て支援拠点事業所、一時預 かり事業所、利用者支援事業所、産後ケ ア事業を行う施設及び市区町村子ども家 庭総合支援拠点）	5,945	

(注) (略)

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,561	11,711
初度設備相当加算	3,126	2,082

改正後

(注) (略)

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,720
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,791
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	144
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	215

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)	111

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

改正前

(注) (略)

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,690
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,741
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	142
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	211

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)	109

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

改正後

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,599	-	-	-	-
児童厚生施設	5,707	-	-	7,593	-
子育て支援のための拠点施設	8,286	-	-	10,937	-
地域子育て支援拠点事業所	8,286	-	-	10,937	-
一時預かり事業所	8,286	-	-	10,937	-
利用者支援事業所	8,286	-	-	10,937	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,286	-	-	10,937	-
乳児院	-	11,465	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,670	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,465	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,350	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	11,465

(注) (略)

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価(1施設あたり)
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所	児童養護施設等の設置に係る土地について、当該施設等の所在地を当該施設等の設置に係る区域とするための区域図に基づき相隣地に對する区域の算出方法により算出される。当該算出方法については、児童養護施設等の設置に係る区域図を添付した資料(1)の表1に別添1として支給の申請書に添付する。なお1,000円単位で概算交付金額を算出(小数点以下は切り捨て)する。

改正前

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,447	-	-	-
児童厚生施設	5,606	-	-	7,400
子育て支援のための拠点施設	8,139	-	-	10,744
地域子育て支援拠点事業所	8,139	-	-	10,744
一時預かり事業所	8,139	-	-	10,744
利用者支援事業所	8,139	-	-	10,744
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,139	-	-	10,744
乳児院	-	11,262	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,670	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,262	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,150

(注) (略)

改正後

別表3 (略)

別表4

算定基準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>17,877</u> 点 (ただし、児童厚生施設については、 <u>11,922</u> 点)とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>3,182</u> 点 (ただし、児童厚生施設については、 <u>2,120</u> 点)を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表1-4のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表5 (略)

改正前

別表3 (略)

別表4

算定基準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数17,561点 (ただし、児童厚生施設については、11,711点)とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、3,126点 (ただし、児童厚生施設については、2,082点)を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表1-4のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表5 (略)

改正後

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	7,356
助産施設本体	1人当たり	4,822
乳児院本体	1人当たり	3,959
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,083
児童養護施設本体	1人当たり	4,952
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,398
通所部門整備加算	1人当たり	2,211
児童自立支援施設本体	1人当たり	7,013
通所部門整備加算	1人当たり	2,211
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	5,017
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6,743

(注) 1 震害地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別震害地域、老老群島復興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された老老群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島復興開発実施地域、小笠原群島復興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原群島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1人当たり	7,284
乳児院本体	1人当たり	3,270
母子生活支援施設本体	1人当たり	18,175

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1人当たり	3,275
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,588
通所部門整備加算	1人当たり	3,345

(注) 1 震害地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別震害地域、老老群島復興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された老老群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島復興開発実施地域、小笠原群島復興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原群島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正前

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	7,225
助産施設本体	1人当たり	4,737
乳児院本体	1人当たり	3,889
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,870
児童養護施設本体	1人当たり	4,864
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,284
通所部門整備加算	1人当たり	2,172
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,889
通所部門整備加算	1人当たり	2,172
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4,928
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6,624

(注) 1 震害地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別震害地域、老老群島復興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された老老群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島復興開発実施地域、小笠原群島復興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原群島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1人当たり	7,106
乳児院本体	1人当たり	5,186
母子生活支援施設本体	1人当たり	17,805

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1人当たり	5,186
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,379
通所部門整備加算	1人当たり	2,896

(注) 1 震害地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別震害地域、老老群島復興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された老老群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島復興開発実施地域、小笠原群島復興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原群島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に 基づく事業とし て行 っ た 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	143	-	-
助産施設	1人当たり	235	352	-
乳児院	1人当たり	138	184	184
母子生活支援施設	1世帯当たり	502	754	-
児童養護施設	1人当たり	210	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	241	-	322
児童自立支援施設	1人当たり	301	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	138	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	283	-	-

(注) 1. 豪雨対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雨地域、地震対策特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、鹿児島県、沖縄振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第2条第1項第2号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に 基づく事業とし て行 っ た 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	257	-	-
助産施設	1人当たり	435	633	-
乳児院	1人当たり	241	322	322
母子生活支援施設	1世帯当たり	903	1,354	-
児童養護施設	1人当たり	380	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	453	-	604
児童自立支援施設	1人当たり	540	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	252	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	520	-	-

(注) 1. 豪雨対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雨地域、地震対策特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、鹿児島県、沖縄振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第2条第1項第2号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

1 ページ

改正前

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に 基づく事業とし て行 っ た 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	140	-	-
助産施設	1人当たり	231	346	-
乳児院	1人当たり	135	180	180
母子生活支援施設	1世帯当たり	493	740	-
児童養護施設	1人当たり	206	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	237	-	316
児童自立支援施設	1人当たり	295	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	135	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	284	-	-

(注) 1. 豪雨対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雨地域、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、鹿児島県（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に 基づく事業とし て行 っ た 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	253	-	-
助産施設	1人当たり	428	642	-
乳児院	1人当たり	237	316	316
母子生活支援施設	1世帯当たり	893	1,340	-
児童養護施設	1人当たり	374	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	445	-	593
児童自立支援施設	1人当たり	530	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	248	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	510	-	-

(注) 1. 豪雨対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雨地域、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、鹿児島県（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

別紙 1
様式 1-1

第 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

- 1 申請額 別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
- 2 整備計画概要 別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
- 3 防犯対策強化計画書 別紙のとおり（別紙1 様式1-3）
- 4 申請額算出内訳 別紙のとおり（別紙1 様式1-5）

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

改正前

別紙 1
様式 1-1

第 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

- 1 申請額 別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
- 2 整備計画概要 別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
- 3 防犯対策強化計画書 別紙のとおり（別紙1 様式1-3）
- 4 申請額算出内訳 別紙のとおり（別紙1 様式1-5）

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

改正後	改正前
<p>別紙 1 様式 1-2~1-5 (略)</p> <p>別紙 2 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 市町村長</p> <p>(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業 実績報告について</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度次世代育成支 援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精算額 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) 2 整備計画実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) 3 防犯対策強化計画実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) 4 精算額算出内訳 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) 5 事業実績報告書 別紙のとおり(別紙2 様式1-5) 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 (見込書)抄本</p> <p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元 号) 年度からの繰越分)」と明記すること。</p>	<p>別紙 1 様式 1-2~1-5 (略)</p> <p>別紙 2 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p>(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業 実績報告について</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度次世代育成支 援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精算額 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) 2 整備計画実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) 3 防犯対策強化計画実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) 4 精算額算出内訳 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) 5 事業実績報告書 別紙のとおり(別紙2 様式1-5) 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 (見込書)抄本</p> <p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元 号) 年度からの繰越分)」と明記すること。</p>

改正後

別紙2 様式1-2~1-6 (略)

別紙3~5 (略)

別紙 6

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年
法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

別紙 6 別紙(略)

改正前

別紙2 様式1-2~1-6 (略)

別紙3~5 (略)

別紙 6

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年
法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

別紙 6 別紙(略)

改正後	改正前
<p>別紙 7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 市町村長</p> <p>（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。</p> <p>1 整備計画内における施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額） 金 円</p> <p>4 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する</p>	<p>別紙 7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p>（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。</p> <p>1 整備計画内における施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額） 金 円</p> <p>4 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する</p>